

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月24日 10時40分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港南西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位217° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経134° 56.9′）
事故の概要	漁船住吉丸及び漁船第五住吉丸は、接舷した状態で北東進中、また、プレジャーボートEmyは、船首を北北東方に向けて漂泊中、住吉丸及び第五住吉丸と Emy とが衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-60256（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第五住吉丸、4.8トン HG3-60299（漁船登録番号）、一般社団法人兵庫県漁船リース協会 C プレジャーボート Emy、5トン未満（長さ6.80m） 260-26883兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型 C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B なし C 軽傷 1人（船長C）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口及び擦過傷 C 左舷中央部外板に破口、操舵室窓ガラスに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 北東流約1.0ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Bが1人で乗り組んだB船と共に林崎漁港南西方沖で2そう引き網漁の操業を終えて漂泊し、延出していたえい網索を巻き取っていた。（図1参照）

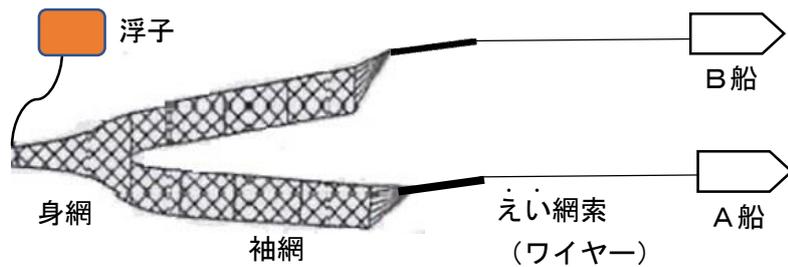


図1 本事故当時の網の構成 (イメージ)

A船及びB船は、えい網索を巻取り後、‘A船の左舷側とB船の右舷側を接舷して船首尾の係船柱に合成繊維索を繋いで一体となった船列’ (以下「AB船列」という。) を構成し、船長Aが、船長BをA船に移乗させ、A船の船尾甲板上に設置された揚網機で袖網から身網の途中までを巻き上げ、約30mの身網を海中に残した状態とした。

船長Aは、10時30分ごろ身網の網洗い及び補修を行いながら林崎漁港に帰航することとして船首部から目視で周囲を確認したところ、船首方に他船を見掛けなかったため、操舵リモコンで約5knの対地速力で手動操舵により北東進を開始し、海中の身網の網洗いを行いながら、船長Bと共にA船の右舷船尾部で左舷側を向いて船尾甲板上に巻き上げた身網の補修を始めた。(図2参照)

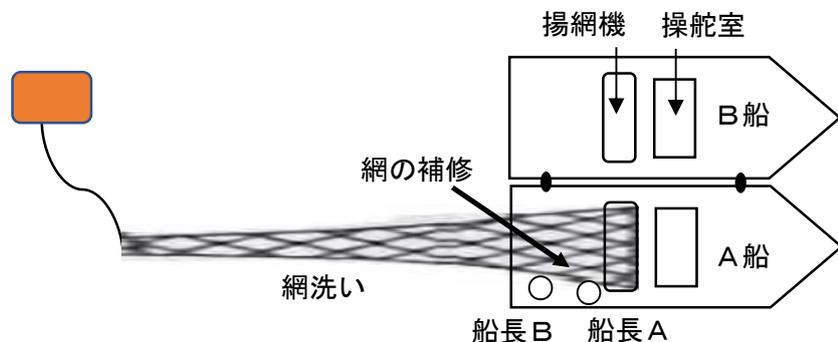


図2 網洗い及び網の補修状況 (イメージ)

船長Aは、身網の補修をしていたところ、何かに衝突したような衝撃を感じた直後、右舷船首方至近にC船を認め、AB船列とC船とが衝突したことに気付いた。

船長Aは、船長Cに声を掛けたところ、大丈夫との返事があったので、AB船列とC船の損傷状況を確認後、船長Bと共にA船の右舷側にC船を接舷して船長CをA船に移乗させ、船長Bが118番通報した。

A船は、身網を全て巻き上げた後、B船との接舷を解いてC船を接舷したまま、林崎漁港に帰航した。また、B船は、単独で帰航した。

C船は、船長Cが1人で乗り組み、10時37分ごろ林崎漁港南西

	<p>方沖において船首を北北東方に向けて機関を中立とし、漂泊して流し釣りを開始した。</p> <p>船長Cは、漂泊を開始する際、C船に向けて北東進するAB船列を左舷船尾方約500mに視認したが、AB船列の船尾方の海面上に漁網の位置を示す浮子が見えたので、AB船列が操業中で、すぐに船列を解いて東方の明石海峡大橋の下方に向け変針してえい網を始めると思い、右舷中央部で右舷方に向けて立って釣りを始めた。</p> <p>船長Cは、釣りを始めた直後、釣竿に当たりがあり、かがんだ姿勢で釣り上げた魚から針を外すことに意識を集中していたところ、衝撃を受けて左舷側を見た際、C船とAB船列とが衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Cは、衝突時にC船の構造物で体を打ち、後日、明石市内の病院を受診して右肩関節打撲傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>AB船列は、北東進中、船長Aが、船首方に他船を見掛けず、A船の右舷船尾部で左舷側を向いて漁網の修理作業を行いながら航行を続け、継続的に周囲の見張りをしなかったことから、作業を始めた後に前路で漂泊を開始したC船の存在に気付かず、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、船首を北北東方に向けて漂泊中、船長Cが、漂泊を始める際にC船に向けて北東進するAB船列を視認していたが、AB船列の船尾方の海面上に漁網の位置を示す浮子が見え、AB船列がすぐに船列を解き、東に変針してえい網を始めると思い、釣りに意識を集中して漂泊を続け、継続的にAB船列の動静に注意を払っていなかったことから、AB船列と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、AB船列が北東進中、C船が船首を北北東方に向けて漂泊中、船長Aが、船首方に他船を見掛けず、A船の右舷船尾部で左舷側を向いて漁網の修理作業を行いながら航行を続け、継続的に周囲の見張りをしなかったため、C船の存在に気付かず、また、船長Cが、漂泊を始める際に視認したAB船列がすぐに船列を解き、東に変針してえい網を始めると思い、釣りに意識を集中して漂泊を続け、継続的にAB船列の動静に注意を払っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、船首方に他船を見掛けない場合であっても、漁網の修理などの作業に意識を集中することなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、漂泊する場合、他船の航行の支障とならないことを確認してから漂泊すること。また、漂泊して釣りをを行う際、釣りに意

識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

